

**浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)
地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認に関する報告書の提出について**

2017年5月12日

当社は、2017年5月2日に浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階で発生した放射性物質を含む堆積物を確認した事象について、その原因を調査しております。

本日、本事象について現時点で確認している事実関係をとりまとめ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という)に基づき(注)原子力規制委員会に発電用原子炉施設故障等報告書を提出したため、お知らせします。

今後、本事象について原因調査を継続し、再発防止対策を講じてまいります。また、原因調査結果や再発防止対策をとりまとめ次第、原子力規制委員会に改めて報告するとともにお知らせします。

(参考資料)

[発電用原子炉施設故障等報告書](#)

注 実用炉規則により、同規則で定める事象が発生した場合に、その状況およびそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならないと定められています。

<これまでの公表状況>

■浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認について

([2017年5月2日公表](#))

以上